

第5期岐阜県地域福祉支援計画(素案)の概要

第1章 計画の趣旨

計画の性格

「市町村地域福祉計画」の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉推進への支援について一体的に定めるもの

計画の位置づけ

- ・社会福祉法第108条の規定による「都道府県地域福祉支援計画」として策定
- ・各福祉分野の個別計画である「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障がい者総合支援プラン」と一体的に策定

計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間(令和8年度をめどに見直しを実施)

第2章 地域福祉をとりまく状況

○福祉をとりまく状況の変化

- ・人口減少・少子高齢化の進行
- ・世帯構造の変化・単身世帯の増加
- ・支援を必要とする方の増加
- ・生活課題の複合化・複雑化
- ・福祉分野の専門人材や地域での福祉活動の担い手不足
- ・孤独・孤立問題の顕在化

○地域福祉に関わる制度の動向

- ・地域福祉推進の目的の明確化
- ・「重層的支援体制整備事業」の創設
- ・包括的な支援体制の整備に係る県の責務の明文化
- ・「孤独・孤立対策推進法」の制定

第3章 計画の基本理念と施策体系

基本理念

誰もが「生きがい」と「つながり」を感じ、安らかに暮らせる地域づくり

施策体系

<基本施策(施策の柱)>

- 1 既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備
- 2 市町村が行う地域福祉推進の取組への支援
- 3 住民主体の地域づくりに向けた環境整備
- 4 誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進
- 5 福祉人材の確保・育成
- 6 質の高い福祉サービスの提供促進



第5期岐阜県地域福祉支援計画(素案)の概要

第4章 施策の展開

基本施策(施策の柱)ごとに、計21の施策項目を設定し、施策を展開

【施策項目と主な取組】

1 既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備

- (1) 各福祉分野における重点施策の推進
 - ・各個別分野(高齢、障がい、子ども・子育て)の計画の着実な推進
- (2) 孤独・孤立対策の推進
 - ・孤独・孤立対策官民連携PFによる連携・協働した支援
- (3) 生活困窮からの脱却支援
 - ・生活困窮者自立支援制度による困窮者の自立支援
- (4) 権利擁護の推進
 - ・成年後見制度等の利用促進
 - ・高齢者・障がい者・児童虐待の防止、早期発見・対応
- (5) ケアラーへの支援
 - ・ケアラーが相談・交流しやすい環境の整備
- (6) 様々な課題を抱える方への横断的支援
 - ・福祉以外の分野とも連携した分野横断的な支援

2 市町村が行う地域福祉推進の取組への支援

- (1) 包括的な支援体制整備への支援
 - ・市町村の人材育成への支援、重層的支援体制整備事業の導入支援
- (2) 市町村の地域福祉推進の取組への助言・情報提供
 - ・市町村地域福祉計画の達成に向けた情報提供
- (3) 市町村間のネットワークづくり
 - ・圏域別地域福祉推進協議会における情報共有・意見交換の促進

3 住民主体の地域づくりに向けた環境整備

- (1) 地域における活動の担い手確保
 - ・各種担い手の養成研修の開催、広報啓発
- (2) 支え合い活動の周知啓発・横展開
 - ・支え合い活動に係る周知啓発の実施、優良事例の情報提供
- (3) 地域における活動への支援
 - ・地域の活動団体に対する補助、研修会の開催

4 誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進

- (1) 公共的施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
 - ・県有施設や歩道などの整備推進
- (2) ぎふ清流おもいやり駐車場制度等の推進
 - ・ぎふ清流おもいやり駐車場制度のさらなる普及啓発
- (3) 買い物や移動に課題を抱える方への支援
 - ・移動販売事業への補助、買い物・移動支援に係る情報提供

5 福祉人材の確保・育成

- (1) 人材の確保・資質向上
 - ・求職者向け相談対応、マッチング支援、職員向け研修の開催
- (2) 離職の防止・定着支援
 - ・若手職員向け合同研修・交流会の開催、職員向け相談窓口の設置
- (3) 福祉教育・福祉の仕事の魅力発信
 - ・ポータルサイトでの情報発信、小中高生向けイベントの開催
- (4) 福祉現場の業務効率化
 - ・介護ロボット、ICT機器の導入支援

6 質の高い福祉サービスの提供促進

- (1) 福祉サービスの質の確保・向上
 - ・福祉サービス第三者評価の受審促進、苦情処理体制の整備推進
- (2) サービス情報の収集・公表
 - ・福祉サービス等の情報収集、公表

第5期岐阜県地域福祉支援計画(素案)の概要

第5章 計画の推進

- ・地域住民、サービス提供者、活動団体、民間企業など、地域社会を構成する多様な主体と連携して取組を推進
- ・市町村の区域を基本に、取組内容に応じ、小学校区、自治会区域や県内5圏域(岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨)を単位として取組を推進
- ・「岐阜県地域福祉推進協議会」において、計画の進捗状況を定期的に評価・検証し、着実に施策を推進

<第5期計画における成果指標と目標値>

成果指標	令和5年11月時点	第5期計画目標
① 岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの加入団体による連携支援事業が展開されている市町村の数(※1)	—	42市町村 (令和11年度)
② 重層的支援体制整備事業(※2)の実施市町村数	2市町村	21市町村 (令和11年度)
③ 全世代型のふれあいサロン活動(※3)の実施数	563	800 (令和11年度)
④ ぎふ清流おもいやり駐車場制度に登録された駐車場の台数	4,283台	7,000台 (令和11年度)
⑤ 岐阜県福祉人材総合支援センターを通じた就職者数	579人 (令和元~令和5年度)	1,200人 (令和6~11年度)
⑥ 福祉サービス第三者評価(※4)の受審数	167件 (平成30~令和4年度)	240件 (令和6~11年度)

(※1) プラットフォームの加入団体(県、市町村、市町村社協、支援団体など)同士が相互に連携・協働して新たに実施する、孤独・孤立に悩む方等への支援が提供されている区域の数(市町村単位で計上)

(※2) 地域住民の抱える複雑化・複合化した生活課題や支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、市町村において、「断らない相談支援」、「社会参加への支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。社会福祉法第106条の4の規定により、市町村が行うことができるとされている。

(※3) 地域の「仲間づくり」「交流の場づくり」を目的として、参加者とボランティアにより企画・運営される、地域住民が気軽に集える居場所づくりの活動のうち、参加者の世代や属性を限定しないもの

(※4) 福祉サービスの質を、提供事業者・利用者以外の中立的な第三者機関が、専門的に評価するもの